

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

概要

1. 法人名等

| | |
|-------|--------------|
| 法人名 | 学校法人 昭和女子大学 |
| 法人代表者 | 理事長 山崎日出男 |
| 担当部署 | 学園本部総務部総務課 |
| お問合せ先 | 03-3411-5123 |

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

| 基本原則 | 基本原則の遵守状況 | 遵守原則 | 遵守原則の遵守状況 |
|-------------------|-----------|------|-----------|
| 1. 自律性の確保 | 「遵守」 | 1-1 | 「遵守」 |
| | | 1-2 | 「遵守」 |
| 2. 公共性の確保 | 「遵守」 | 2-1 | 「遵守」 |
| | | 2-2 | 「遵守」 |
| 3. 信頼性・ 透明性の確保 | 「遵守」 | 3-1 | 「遵守」 |
| | | 3-2 | 「遵守」 |
| | | 3-3 | 「遵守」 |
| 4. 継続性の確保 | 「遵守」 | 4-1 | 「遵守」 |
| | | 4-2 | 「遵守」 |

3. 遵守状況の確認フロー図

| |
|--|
| 1. 学園本部総務部総務課【法人/大学部門の関係部署に遵守状況の報告を依頼→取り纏め】 |
| ↓ |
| 2. 常勤役員会⇒理事会【詳細版報告書原案の確定】 |
| ↓ |
| 3. 評議員会【意見聴取】⇒理事会【詳細版報告書最終確定】（2026年3月19日） |
| ↓ |
| 4. 上記3を受けて日本私立大学連盟に遵守状況報告書（本紙）提出 |
| ↓ |
| 5. ステークホルダーに向けて本紙及び詳細版遵守状況報告書を公開（2026年3月末日までに） |

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

| 遵守状況 | 「遵守」 |
|----------------|---|
| 基本原則の遵守状況に係る説明 | 遵守原則 1 - 1、1 - 2 の説明に記載のとおり、自律性を確保している。 |

遵守原則 1 - 1

会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。

| 遵守状況 | 「遵守」 |
|----------------|---|
| 遵守原則の遵守状況に係る説明 | <p>コードの記載通りの方策によって遵守している</p> <p>本法人の中長期計画「中期方針」は、若手職員によるワーキンググループが各部署から提起された課題や意見を集約、評議員会からも意見聴取の上で作成することから、教育研究目的や課題が、本方針の策定段階から明確となり、教職員に広く共有されている。</p> <p>また、各部署は、本方針及びこれに沿って策定される毎年度事業計画を目標とし、事業報告時に達成度を検証することとしている。この過程において、日々の実務においても全教職員に本方針に明記された教育研究目的や課題が共有される仕組みとなっている。</p> <p>なお、中期方針の進捗については、事業計画書に年次事業計画として落とし込まれ、その進捗状況及び実施結果を、毎年度の事業報告として外部に公表している。</p> |

遵守原則 1 - 2

会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

| | |
|----------------|---|
| 遵守状況 | 「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している |
| 遵守原則の遵守状況に係る説明 | 本法人では、寄附行為及び各種規程により、代表権、役員・役職者の選任・解任、理事会・常勤役員会・評議員会の議決事項や職務権限を明確に定め、執行と監視・監督の役割分担を図っている。あわせて、監事機能の強化や利害関係排除、内部監査との連携等により相互けん制を確保している。 |

基本原則「2. 公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

| 遵守状況 | 「遵守」 |
|----------------|---|
| 基本原則の遵守状況に係る説明 | 遵守原則 2 - 1、2 - 2 の説明に記載のとおり、公共性を確保している。 |

遵守原則 2 - 1

会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

| 遵守状況 | 「遵守」 |
|----------------|--|
| 遵守原則の遵守状況に係る説明 | コードの記載通りの方策によって遵守している 建学の精神に則り定めた大学全体の教育目標、3ポリシー（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー）及びキャリアデザインポリシーに基づき、学科、専攻が4ポリシーを定めた上で、不断の改善サイクルにより教育活動の向上を図っている。 また、社会連携・社会貢献に寄与すべく、自治体や企業との連携を一層強化した上で「ダイバーシティ推進と女性支援の充実」、「コミュニティ活動の活性化」を目指すこととしている。 |

遵守原則 2 - 2

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

| | |
|----------------|--|
| 遵守状況 | 「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している |
| 遵守原則の遵守状況に係る説明 | 「学園の『使命』MISSIONと『将来構想』VISION」において、社会的課題の解決、社会の改革のために女性の活躍が不可欠であるとして、他者と協働して課題を解決し、社会に貢献できる女性を育成することを謳っている。この方針に基づき研究成果を公表するとともに、現代ビジネス研究所又は各学科が主体となって企業・自治体等と連携してのプロジェクト型学修（PBL）を推進している。また、ダイバーシティ推進機構において企業と連携して、産業界における男女格差等をはじめとする社会的課題の解決や女性のキャリア改革などに取り組んでいる。 |

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

| | |
|----------------|---|
| 遵守状況 | 「遵守」 |
| 基本原則の遵守状況に係る説明 | 遵守原則3-1、3-2、3-3の説明に記載のとおり、信頼性・透明性を確保している。 |

遵守原則3-1

会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

| | |
|----------------|--|
| 遵守状況 | 「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している |
| 遵守原則の遵守状況に係る説明 | 法令遵守を前提に、監事の独立性確保と支援体制の整備を通じてガバナンスの実効性向上に努めている。監事は学内の各種会議に出席し、監査室・会計監査人等と緊密に連携しながら継続的かつ実効的な監査を実施している。加えて、外部専門家とも適宜連携し、多様なステークホルダーからの信頼確保と透明性の高い法人運営の推進に取り組んでいる。 また、WEB上で、教職員として遵守すべき事項をまとめたハンドブックを閲覧できるようにしている。法改正については関係部署に公文書として速やかに周知するほか、FD、SDの研修会等の機会を通して啓発を行っている。 |

遵守原則 3 - 2

会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

| | |
|-----------------------|---|
| <p>遵守状況</p> | <p>「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している</p> |
| <p>遵守原則の遵守状況に係る説明</p> | <p>本法人では、役職者の選解任及び役員報酬の決定プロセスについて、寄附行為及び関係規程に基づき理事会等で審議するとともに、その結果を全教職員に周知し、学外にも公表することで透明性を確保している。理事の職務執行状況は定期的に理事会へ報告され、監事・評議員会による監督・意見聴取を通じて公正性を担保している。加えて、内部統制、三様監査体制、内部通報制度等を整備し、利益相反や不正行為の防止に向けた実効的な体制を構築している。</p> <p>また、法人事務部門、大学・附属校といった教学部門の何れからも独立するかたちで理事長直下に配置された「監査室」が、監事や会計監査法人と連携しながら定期監査や臨時監査を行っており、チェック機能を果たしている。</p> <p>万一違反が疑われた場合には、申立人が学内窓口及び学外の第三者窓口にご相談できる内部通報制度の仕組みを整備済みである。</p> |

遵守原則 3 - 3

会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

| | |
|-----------------------|---|
| <p>遵守状況</p> | <p>「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している</p> |
| <p>遵守原則の遵守状況に係る説明</p> | <p>ホームページの「情報の公開」ページにおいて、理事長・総長・学長室及び企画広報部が中心となり主要情報を一元管理し、各情報の主管部署に対して更新チェックを促すことで包括性、体系的性、継続性、一貫性及び更新性を維持している。なお、情報公開の際には、平易な言葉を使用することを心がけ、一般化していない用語については説明を付記するなど、読み手（ステークホルダー）の理解が深まるように努めている。</p> |

基本原則「4. 継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。

| | |
|----------------|-----------------------------------|
| 遵守状況 | 「遵守」 |
| 基本原則の遵守状況に係る説明 | 遵守原則4-1、4-2の説明に記載のとおり、継続性を確保している。 |

遵守原則4-1

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。

| | |
|----------------|--|
| 遵守状況 | 「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している |
| 遵守原則の遵守状況に係る説明 | 事務組織及び分掌規程において、学長を、全学の校務をつかさどり、教職員を統督する立場の長として定義した上で、大学部門の各部署の職務や権限・責任の範囲を規定している。一方、法人組織については学園本部規程において、各部署の職務や権限・責任の範囲を規定することで、教学組織と法人組織の役割・権限・責任を明確化している。 また、ガバナンスが有効に機能するよう、法人内外の人材のバランスを考慮し、理事・評議員の人選にあたっては、積極的に外部人材を登用することとしている。 |

遵守原則 4 - 2

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。

| | |
|----------------|---|
| 遵守状況 | 「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している |
| 遵守原則の遵守状況に係る説明 | 補助金については、研究支援課が情報を収集し学内の研究者に提供、円滑な事業運営や全学的な研究推進の支援を行っている。また、研究成果を学術機関リポジトリにおいて学外公開し、さらなる外部資金獲得に繋げている。 またファンドレイジングについては、学園本部総務部が中心となり、卒業生や企業等学外のステークホルダーからの寄附受入れについての企画提案を行っている。 資産運用にあたっては、資金運用細則に基づき、理事長を長とし、財務担当理事を構成員に加えた資金運用委員会において決定した方針のもと、適切に資産形成が行われている。また、その状況について、定期的に理事会への報告がなされている。 |

2. 追加事項

理事定数11人のうち、外部理事が4人を占め、客観的視点による執行体制及び理事会運営が担保されている。また、監事3名のうち1名は常勤監事として学内の主要会議に参加しつつ法人運営、教学の観点から業務監査を実施、外部人材であるもう2名は客観的視点で理事会及び評議員会の運営を適切にチェックしている。